



Title	フランス公法最近文献覚え書き (1978-1979)
Author(s)	深瀬, 忠一; FUKASE, Tadakazu; 中村, 睦男 他
Citation	北大法学論集, 30(4), 153-185
Issue Date	1980-03-24
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16298
Type	departmental bulletin paper
File Information	30(4)_p153-185.pdf



フランス公法最近文献覚え書き(一九七八—一九七九)

深 瀬 忠 一

中 村 睦 男

目 次

- 一、まえおき
 - 二、政治・公法制度をめぐる
 - 三、官僚制・行政学・地方自治について
 - 四、ヨーロッパ共同体・国際関係・軍縮について
 - 五、比較法・法哲学・日本研究について
 - 六、憲法概説書について
 - 七、憲法院について
 - 八、基本的人権について
 - 九、フランスの政治、経済、社会、文化の歴史について
- J・ネレ教授「一九四五年以後のフランス」

一、まえおき

前年に引き続き、一九七八年から七九年にかけて筆者が入手したフランス公法関係最近文献を、取り急ぎ編集して、簡単に紹介し、若干の感想も加えておきたいと思う。覚え書きの趣旨は、四回前の「覚え書き」「序」に述べた(本誌二五巻四号一四九—一五〇頁)とおりであるが、体系的、網羅的叙述というには程遠い。うらみは此度も変わらない。しかし、フランスにおける公法研究をめぐるいくつかの傾向や注目すべき文献について、新しい視点や資料を提供しうるところはあるかと思う。わが国における同学

料 諸氏との協力のために、何らかのお役に立てば幸である。

資 なお、本年は（一九七九年一月一六―二六日）、筆者（深瀬）のバリでの恩師G・ウデル部長（バリ大学法経社会学部名誉部長）の文化使節としての訪日を迎えて、大きな喜びであった（受け入れ責任者、野田良之、山口俊夫教授に色々配慮いただいた）。同教授の講演「フランスにおける行政裁判官の役割」（以下「行政裁判官」という。一月一九日、於河中財団）、「フランス社会の四半世紀来の変貌」（以下「社会の変貌」という。一月二〇日、

於日仏会館）、「フランス共和国の憲法院の法的業績」（以下「憲法院」という。一月二一日、於東大法学部。九大にも送られていた講演原稿は近藤昭三教授の好意によりコピー入手）はいずれのテーマについてもその全貌を知るに絶好の講演であり、明快で含蓄と示唆に富む大家の論稿であって、その翻訳・公刊を待ちたいと思う。小稿では、関連部分で若干触れることとしたい。

また、フランス現代史家J・ネレ教授を北大にも迎えたが（名大をはじめとし九大も訪問）、法学部では「一九四五年以後のフランス」と題し講演された（六月一日）。日仏文化交流記事および社会史研究入門として参考になると思うので、小稿に全訳を組み入れ、同教授推薦の参考文献も付記することとした。

本覚え書きも中村教授（六、七、八）と共同執筆であること例年の通りである。

二、政治・公法制度をめぐって

次掲、議院制にかんするコリアール文献が最も重要と思われるが、世界の政治制度の分類や君主制と共和制の区別について、本格的再検討のための新しい研究が生れつつあり、第五共和制研究が着実に進んでいることを感ずる。

Collard (Jean-Claude), *Les régimes parlementaires contemporains*, Presses de la Fondation Nationale des Sciences Politiques, 1978, 369 p.

「現代諸議院制」は、新鋭公法資格教授J・C・コリアールの重要文献である。第一篇・制度的・政治的枠組み（国首、政府、議会、政党制）、第二篇・政府の形成（オルミニル・ベルマン政府形態の選択、首相の選任、大臣の選定と政府の構成）、第三篇・政府の存続と終焉（議会政派とその規律、多数派の存続の諸形態、多数派の議会における役割、政府の終焉）、結論の順で検討している。一九四五年から一九七六年の期間に、世界の二〇の議会制民主主義国の政治制度例の一八七の議会選挙と三三二の政府についての比較的・実証（統計）的研究の結果、新議院制論を定式化していると

ころに特徴がある。

結論において、議院制の二元主義（エスマン、デュギー、オリウ）と一元主義（カレー・ド・マルベール）を対比しつつ、前時代の議会優位の権力統一制が現代においては政府優位のそれに転換し、前世紀後半のバジヨットの定式「議院の執行委員会」と逆にむしろ「内閣の立法部委員会」となったという理解を前提に、議会の役割は、「多数を承認する場」であることと政府の形成・存続・活動・終焉にとり「参照の要素」となることを挙げる。そして、議院制の多くが政治的安定性を示している（一七一立法期のうち五〇％が単一の政府をもつ）ことを指摘、いわゆる「多数派支持議会制」の概念に代え「構造化し安定化した議会制」parlementarisme structure-stabiliséのそれをもってする（構造化したとは、規律ある政党が基本的役割を果たすことを指し、安定化したとは、政党制が交互の多数派の交替を保障する全立法期継続する安定した同盟の協定を実行させることをいう）。そして世界の議院制のタイプを、「大統領制的矯正策」をこうじた議院制（国首に重大な役割を与える、フィンランドやフランス第五共和制がその例。「半大統領制」という語を避けている）と、その他の一元主義諸議院制を、構造化と安定化か否かという基準で、

諸議院制	大統領制的 矯正策付き	純一元主義		
		構造化され ない	中間形態	構造化されている
安定化した	フランス 第5共和制		日本	ニュージーランド, イギリス, オースト リヤ, 西ドイツ, オ ーストラリヤ, カナ ダ, スウェーデン, ノ ールウェー, デンマ ーク, アイルランド, アイスランド
安定化していない	フィン ランド	フランス 第4共和制	イタリア	ベルギー, リュクサ ンブール, イスラエ ル, オランダ

料)表のように分類していることは興味深い(前頁参照)。

資料) ユリアールの現代議院制の新理論は、今世紀の代表的議院制論の一つの総括であり優れた基準の提示といえよう。「合理化された議會制」論が、制度技術の項末にこだわり「政党制」のあり方に注意を払わないならそれは「幻想」に終ろうという指摘も説得力をもつ。日本の議院制の位置づけも基本的に妥当なものといえよう(機軸となる政党Ⅱ自民党が「構造化」しているが、その結束力が内部の派閥抗争により弱められている。しかし政府は「安定化」している)。本書の書評(D. Maus, R. D. P.: 1979 no. 1, p. 322-324)が、議院制文献の「古典」として長く残るだろうとしている高い評価も、あながち誇張ではあるまい。

Birnbaum (P.), Hamon (F.) et Troper (M.), Réinventer le Parlement, Flammarion, 1978, 223 p. を参照せよ よか の (書評) R. D. P., 1979 no. 1, p. 320-321)。

Moulin (Richard), Le présidentialisme et la classification des régimes politiques, L. G. D. J., 1978, IV-389 p.

「大統領主義と政治制度の分類」は、伝統的な大統領制と議院制の二分論に対する根本的——法理論的・実地的——な批判の書であり、ラテン・アメリカおよびアフリカの「大統領主義」諸政

治制度の比較研究が素材となっているところに特色がある。序論、第一篇・大統領主義と大統領制モデルの変形(第一部・執行府の長としての大統領の独立性を強化しうる諸変形、第二部・大統領による議院の支配、第三部・大統領主義モデルの不在)について検討、第二篇・大統領主義と議院制モデルの排除(第一部・大統領主義的諸制度と議院制の古典的基準へ分類の欠陥、第二部・大統領主義諸制度と大統領制の古典的基準へ不十分な法的分析の結果としての分類の限界)、第三部・古典的カテゴリーの不適合性へ政治的および法律的諸契機間の相互影響関係)について検討している。「大統領主義」とは何かの問題の立ち入った考察を通じて、大統領制と議院制の古典的分類に対する再検討の書として参照に値する。

Lalumière (Pierre) et Demichel (André), Les régimes parlementaires européens, P. N. F., 2^e éd., 1978, 707 p.

「ヨーロッパの諸議院制」は、一九六六年の第一版を増補しアップ・トゥー・デートなものとした好著。英、(西)独、伊およびスカンジナビア・ベルギー・オランダ諸小国の各議院制を、法的・社会的に歴史的形成、政治的主役者達(政党)、政治的ゲームの規則(憲法と立法・執行権)、政治的ゲーム(選挙と議会運営)

について、比較検討している。

Jeanneau (Benoit), *Droit constitutionnel et institutions politiques*, 5^e éd., Dalloz (Mémentos), 1978, 381 p.

「憲法および政治制度」の、ジャンノー教授(ポワチエ大学法学部長を経て、同大学長も勤めた。筆者と二一年来の親友)固有の平明かつ示唆的な教科書の第五版。日本の政治制度も「多党制」の一例(三一九—三二二頁)としてイタリヤとともに触れられている(筆者の一九七八年三月のポワチエ大学法学部での講演も参考にされた由)。

Maus (Didier), *rassemblés par, Textes et documents sur la pratique institutionnelle de la Ve République*, La Documentation Française, C. N. R. S., 1978, 436 p.

「第五共和制の制度的実際にかんする条文と資料集」は、基礎的関連資料を全面的に網羅しており、正確・詳細・至便である。

Deckerf (Dominique), *L'institution de la monarchie dans l'esprit de la Ve République*, L. G. D. J., 1979, 320 p.

「第五共和制の精神における君主制」は、第一篇・正当性と権力、第二篇・大権、第三篇・諸権力の行使(イギリス君主制とフランス第五共和制の比較)を検討しているが、君主制の意義を

「統一性」(安定性)とも名付ける)に見出し、王制と二応區別

して考えているが、結局、第五共和制が「共和的君主制」(デュヴェルジエの一九七四年文献参照。本誌、二六巻四号一七五—一七七頁)といわれる君主制と共和制の二元主義であるが、君主制を徹底して一元化する(大統領職を「王制化」する。三〇九頁)ことを示唆している。論旨の真意を筆者も十分つかめないでいるが(この種文献で、指導教授の「序文」がないのも珍しい)、君主制(王制)と共和制の問題や区別を改めて考えるための参考文献にはなりそうである。

Bendix (Reinhard), *Kings or People, power and the mandate to rule*, University of California Press, Berkeley, 1978, p. 692.

「国王か人民か——権力と支配の委任」は、中世から近世・近代(そして現代的苦惱)にかけ、英仏独日露の君主制の権威の基礎と効用についての変遷を辿る——「近代化」ないし「国民國家建設」の——壮大な比較的・総合的研究であり、示唆に富む。

Les Elections Législatives de Mars 1978, Rev. Fr. Sc. Pol., 1978, no. 6.

「一九七八年三月の立法部選挙」は、国民議会総選挙について

料の政治学文献として基本的なものである。

Kahn (Jean-François), *On prend les mêmes et on recommence?*, Grasset, 237 p. 「同じくばかりやっただ、そしてまたやっ直すのか?」。

Royer (Jean-Michel), *A la manière ... deux*, Chronique du règne de Valéry Giscard d'Estaing, J.-C. Simoën, 1978, 460 p. 「二……の仕方。ヴァレリー・ジスカール・デスタンの君臨の年代誌」をも目にしてきた。

三、官僚制・行政学・地方自治について

E・N・Aをめぐると実証的研究を加えたほか、行政学が進みつつあり、国と地方公共団体の関係の新しい研究が出てきたことが注目される。

Kessler (Marie-Christine), *La Politique de la haute fonction publique*, Presses de la Fondation Nationale des Sciences Politiques, 1978, xxxv, 300 p.

「高級官僚制についての政治」は、一九四五年に国立行政研究所が設立された趣旨、またこのE・N・Aが其後如何なる変化、とくに一九六八年以降の変化を経てきたかを歴史的に、

かつフランス高級行政をめぐると政治、また社会全体との関連において、全面的に再検討を試みた基本文献の一つである。

Bodiguel (Jean-Luc), *Les anciens élèves de l'E. N. A.*, Presses de la Fondation Nationale des Sciences Politiques, 1978, 271 p.

「エナ(国立行政研修所)の卒業生達」は、彼らのフランス高級行政への滲透過程と構造と役割の政治・行政社会学的文献としてまとまった好著である。

なお、わが国では、E・N・Aについて鈴木和晋氏の最新状況の紹介があり、有益である(同氏、フランスの高級官僚養成の秘密—E・N・Aの特色をみる—、エコノミスト一九七九・一一・一三、五六—六一頁、同、フランス国立行政学院(E・N・A)プラン院長の来日について、人事院月報一九七九・六・一、一八一—二二頁、同、E・N・Aの教育制度I・II・III、同月報、一九七七年一〇—一二月号参照)。

Prelle (Georges), *Bureaucratie française*, L'Hermès, Lyon, 1978, 181 p.

「フランス官僚制」は、啓蒙的小著。また大統領側近について *Les hommes du Président* を特集し

た *Nouvel Observateur*, 3-9 juillet 1979, p. 31-36. が面白い。

Favre (Pierre), *Sur une étude empirique de la classe dirigeante française*, R. F. S. P., 1978, no. 6, p. 1093-1110.

「フランスの指導階級についての経験的研究について」は、文献解説として参考になる(本誌二九卷二号一九七—一九八頁参照)。

Chevallier (Jacques) et Loschak (Danièle), *Science administrative, tome II, L'Administration comme organisation et système d'action*, L. G. D. J., 1978, 697 p.

「行政学、第二巻・組織と行動体系としての行政」は、筆者が前回(本誌二九卷二号一九八頁)「行政学の分野での特記すべき本格的文献」といえるだろうとして書名を紹介した第一巻(「行政学、行政制度の一般理論」)に続く第二巻として完結した。「組織および行動のシステムとしての行政」を詳論している。

Pontier (Jean-Marie), *L'Etat et les collectivités locales, La répartition des compétences*, L. G. D. J., 1978, 630 p.

「国と地方公共団体、権限の配分」は、フランスの地方自治のテーマに関する新しい基本的文献といえよう。内容篇別は、序論、第一篇・権限の分、立の伝統的原則(第一部・原則の内容、

第二部・分立原則の相対性)、第二篇・権限配分の新原則の探究(第一部・調整の原則、第二部・協同の原則)、結論に区分した詳細な大著である。結局、国と地方との間の権限の、古い「分立」

原則から新しい「調整」「協同原則」への転換の必要性を論じているわけであるが、権限配分は常に再編成さるべきものであり、

「地方自治」とは一種の「他と違うことの権利」であって、地方

公共団体の国家内での位置づけという「政治哲学」的問題であり、単なる法技術的問題ではないこと、とくに国家と地方公共団体との財政的関係につき、地方公共団体の財政「自立」が問題だ

というよりは財源の「自由な行使の保障」が重要であることを指摘し、財政関係の根本的修正を論じていることが注目される(1、

国の補助金を全面的に廃止し、「一括譲与により地方公共団体が自由に使用する。2、地方公共団体の「自由と同意」し「均衡のとれた」参加を維持する。3、地方公共団体の財源を国税中から移管し、国税と地方税に有利なように改編する)。

Grémion (Pierre), *Le pouvoir périphérique: Bureaucrates et notables dans le système politique français*, Seuil, Paris, 478 p.

「周辺権力——フランス政治体制における官僚達と名望家達」

料は、中央集権と地方自治をめぐる政治社会学書として注目されて
よ。

資 なお、「フランスの高等教育は何処へ行く」*Le Monde hebdo*,
16-22 nov. 1979 にも注目しておこう。

四、ヨーロッパ共同体・国際関係・軍縮

ヨーロッパ共同体法の重要性については、前回、前々回に指摘
した(二九卷二号一九九頁、二八卷二号一〇四頁)ところである
が、本年(一九七九年六月一〇日)ヨーロッパ共同体議会の直接
普通選挙が加盟各国で行なわれたことは、一つの画期的事件だ
た。多くの新聞・雑誌がこれを取扱った(例えば、*Le Monde*
hebdo, 3-9, 10-16 mai 1979)が解説。わが国でも、毎日新聞五月
二二日から五回連載「欧州議会」朝日ジャーナル六月二十九日号
所収論文等)が、啓蒙的・研究的文献が多く出た。以下、目につ
いたものを列挙しておこう。

筆者はヴェデル部長の講演「社会の変貌」後「ヨーロッパ共同
体の諸機関が継続的に機能することによりフランス社会の変遷に
どんな結果をもたらしたか」と質問したところ、加盟諸国の経済
の諸分野および行政の指導者達の会合・協議の慣行の定着と、相

互間の戦争など思いもよらぬものになったことを挙げておられた
のは興味深かった。ただし、共同体の将来については未だ予見不
能との答えは、過渡期の現況を示唆するものといえよう。

なお、国際関係の視野や軍縮への関心がひろがりつつあること
も感ぜられる。

Berthet (E.F.), Brésard (C.), Jacasson (M.), *L'élection au*
suffrage universel direct des représentants à l'Assemblée des
Communautés européennes, R. D. P., 1979 no. 2, p. 347-378.

「ヨーロッパ共同体議会の直接普通選挙」についての公法学的
検討である。選挙結果については、*Le Monde hebdo*, 7-13 juin
1979 にジスカール・デスタン派(U・D・F)の成功、シラク派
(R・P・D)の失敗、全般的に左翼の退潮を報ずる。なお *Nouvel*
Observateur, 23-29 juillet 1979, p. 29-31. のアンケート結果参
照。

Visine (Francois), *Comment fonctionne l'Europe*, Delta,
Bruxelles, et Pac, Paris, 1979, 221 p.

「ヨーロッパ共同体は如何に機能しているか」は、第一篇・ヨ
ロッパの制度化過程、第二篇・ヨーロッパ諸機構、第三篇・ヨ
ロッパ諸機構の決定過程、を簡潔に説明し、全貌を知るのに便

的な概説書である。

Manzanarés (Henri) et Quentin (Jean-Pierre), Pourquoi un Parlement Européen?, Berger-Levrault, 1979, 146 p.

「何故一つのヨーロッパ議会か?」は、ヨーロッパ議会の普通選挙の実施を目前に控えて、同議会をめぐる基本的な問題を解明する啓蒙的概説書である。

Herman (Valentine) & Lodge (Juliet), The European Parliament and the European Community, MacMillan, 1978, 199 p.

「ヨーロッパ議会とヨーロッパ共同体」は、ヨーロッパ議会直接選挙を前にした啓蒙的概説書だが、理論水準はかなり高いといつてよからう。

Constantinesco (Vlad), Compétences et pouvoirs dans les Communautés Européennes, L. G. D. J., 1974, 492 p.

「ヨーロッパ共同体における権限と権力」は、Teitgen 文獻 (本誌二九卷二号一九九頁) とともに基本文獻の一つといえよう。

Fontaine (Pascal), Quelles institutions pour l'Europe?, in Défense Nationale, avril 1979, p. 81-97.

「ヨーロッパのために如何なる制度か?」は現行制度内(委員会、大臣会議、議会、裁判所)の対話をより恒常的なものとして

進め、短期的な国民的利益と長期的な共通の利益を調和させる努力の道が、最小態で完成可能な組織方法であることを説いて、示唆的である。

Pescatore (Pierre), L'exécutif communautaire: justification du quadripartisme institué par les traités de Paris et de Rome, Cahiers de Droit Européen, 1978, no. 4, p. 387-406.

「共同体の執行部——パリおよびローマ条約により設立された四部制主義の弁明」は、モンテスキエーの「三権分立」とは違うヨーロッパ共同体の四部構造の弁護論として興味深い。同著者(EC裁判所判事)ピエール・ペスカトルによる小田滋監修・大谷良雄・最上敏樹訳『EC法——ヨーロッパ統合の法構造』有斐閣(一九七九年七月。原本はP. Pescatore, Le Droit de l'Intégration, Sijthoff, 1972.)が、相互に参照されるべきだろう。

Carreau (Domingue), Droit communautaire et droits nationaux: concurrence ou primauté? La contribution de l'arrêt Simmenthal, Revue Trimestrielle de Droit Européen, 1978, no. 3, p. 381-418.

「共同体法と諸国の法——競合か優位か?」は、共同体法と国家法との関係の検討の好論文。

Ventujol (Philippe), La «puissance tribunicienne» du Parle-

料 ment européen, *ibid.*, p. 419-430. 「ヨーロッパ議会の『護民官

的権力』は、同議会の特質規定として面出す。

資 Cohen-Jonathan (Gérard), *Les droits de l'homme dans les*

Communautés Européennes, in *Recueil d'Etudes en hommage à Charles Eisenmann*, Cujas, 1977, p. 399-418.

「ヨーロッパ共同体における基本的人権」の問題は、ヨーロッパ人權規約（欧州人權機構）による国際的人権保障の問題（野村敬造『基本的人権の地域的集团的保障』有信堂（一九七五年））、高野雄一『国際社会における人権』岩波書店（一九七七年）一九六—二七九頁）と併せて、注目せざるを得ない。

Lyra (Rubens Pinto), *La gauche en France et la construction européenne*, L. G. D. J., 1978, 372 p.

「ヨーロッパ統合とフランスの左翼」は、フランス共産党および社会党のヨーロッパ統合に対する態度の批判的検討の書として、この視角からの基本文献の一つと見よう。

Zorgbibe (Charles), *La société internationale à l'horizon 2000*, Défense Nationale, avril 1979, p. 23-46. 「西暦二〇〇〇年の地平の国際社会」は、東西南北関係を包括的に分析、「最低限の国際的秩序」方式を提唱。

Delmas (Claude), *Rêve et réalités du désarmement*, Déf.

Nat., novembre 1978, p. 63-73. 「軍縮の夢と現実」は、小論文

ながら、軍縮構想とその失敗の現実の反省に基づき、ジヌカー

ル・デクタンの軍縮構想の「新しい展望」を評価する好論文。

Klein (Jean), *La session spéciale des Nations Unies: Constat*

de carence ou relance du désarmement?, Déf. Nat., *ibid.*, p.

75-89. 「国際連合の特別会期——軍縮の欠除確認かその再出発か

？」も、国連軍縮総会へのフランスの見方がわかり、興味深い。

なお、SALT II・IIIについて、Le Monde hebdo., 14-20 juin

1979; 核戦略への疑問について、Le Monde hebdo., 30 août 15

sept. 1979; 核戦力より通常兵器重視かをみえる点について、Le

Monde hebdo., 19-25 juillet 1979. 参照。

SIPRI, *Armement et désarmement à l'âge nucléaire*, Extrait, traduit de l'anglais, Notes et Etudes Documentaires, no. 4456, fév. 1978, 250 p. 「核時代の軍拡と軍縮」は、ストック

ホルム国際平和研究所出版英語文献の仏訳で、政府刊行物となっ

たところが関心の程をうかがわせる（邦訳、ストックホルム国際平

和研究所編、服部学訳、核時代の軍備と軍縮、時事通信社、一九

七九年あり）。Désarmement: limitation, réglementation, con.

trôle, no. 336, 15 mai 1978, Problèmes Politiques et Sociaux, La Documentation Française. 「軍縮——制限、規制、管理」がフランスの立場を分析。

Roqueplo (Jean-Claude), Le Statut des militaires, Notes et Et. Docum., nos. 45034, janv. 1979, 162 p. 「軍人の法的地位」は、このテーマについてまとまっている。

Daniel (J.), Schlosser (F.) が、対ソ戦および第三次世界大戦のシナリオについて書いていることも注目される。Nouv. Obsel-vateur, 10-16 décembre 1979, p. 44, 62-69.

なお、フランスにも軍事基地拡張反対運動がある。Le Monde hebdomadaire, 16-22 nov. 1979.

五、比較法・法哲学・日本研究について

比較法ないし外国法研究文献もかなり目につく。アフリカ法研究はやはり進んでいる。日本研究は、アカデミックな本格的研究が次第に出てくる気運にあるほか、ジャーナリズムが日本を従来より大きく取り上げる傾向にあり、フランス人・学者の日本に対する関心の高まりを示している。

Bellet (Pierre) et Tunc (André), sous la direction de, La

Cour judiciaire suprême, Une enquête comparative, Economica, 1978 (numéro spécial de la Rev. Intern. de Droit Comparé), 487 p.

「最高裁判所の比較的研究」は、西欧・東欧の二〇の最高裁判所(国・州・ヨーロッパ共同体)の各国等からの報告論文(日本については岡藤重光判事)の比較法的検討であるが、A・タンク教授が序論としての「総合」的論文(五十八四頁)を書き、また「結論」として「理想的最高裁判所」la Cour suprême idéale論(四三三十四七一頁)が、熟読に値する。

Lavigne (Pierre et Marie), Regards sur la Constitution soviétique de 1977, Economica, 1979, 163 p.

「一九七七年ソビエト憲法の概観」は便利。その他次の文献が参照されてよからう。

Lesage (Michel), La Constitution de l'URSS 7 octobre 1977, Texte et commentaires, Notes et Et. Doc., no. 4493-4, déc. 1978, 142 p.

Lavroff (D. G.) et Conte (F.), La Constitution soviétique du 7 octobre 1977, R. D. P., no. 3, 1978, p. 679-715.

Huan (C.) et Rohwer (J.), La marine soviétique, N. E. D., nos. 4479-80, oct. 1978, 157 p.

料　また、アメリカ憲法に対する関心を示すものとして。

Cadoux (Charles), *Le pouvoir judiciaire aux Etats-Unis depuis l'élection de Richard Nixon. Bilan d'une évolution: 1968-1976*, in R. D. P., 1978 no. 1, p. 41-106.

「ニクソン大統領選出以後のアメリカ合衆国における司法権。

一九六八—一九七六年の間の進化の総括」は、「バーガー・コート」の動向および司法機構の問題を詳論して、参考になる。

Tsien (Tche-hao), *Les institutions chinoises et la Constitution de 1978*, N. E. D., nos. 4501-2, janv. 1979, 174 p.

「中国の諸制度と一九七八年憲法」がまとまっている(本誌二九卷二号二〇〇頁参照)。

Breton (Jean-Marie), *Le contrôle d'Etat sur le Continent africain (Contribution à une théorie des contrôles administratifs et financiers dans les pays en voie de développement)*, L. G. D. J., 1978, 532 p.

「アフリカ大陸における国家の統制——発展途上国における行政的・財政的統制の理論への貢献」は、国家の統制の問題性をとくに発展途上国にそくして考えた序論につき、第一篇で、発展途上国における統制のモデル国について分析(チャド、象牙海岸、カメルーン、セネガル、エジプト各共和国)、第二篇で、統制の

領域、統制の諸態様、統制の意義について詳論した、体系的大著である(本誌二九卷二号一九九—二〇〇頁参照)。

Brimo (Albert), *Les grands courants de la philosophie du droit et de l'Etat*, A. Pedone, 3 éd., 1978, 574 p.

「法と国家の哲学の諸大潮流」は、プリモ教授(パリ第二大学)の著者の第三版(同教授につき、本誌二八卷二号一〇八—一〇九頁参照)であり、フランスにおける数少ない法哲学者のうち第一人者の最重要文献である。世界の法と国家の哲学を五大潮流に分けて概観する壮大な体系書である。第一篇・合理主義の潮流(トミスト、意志主義および自然法主義哲学、カント哲学、ヘーゲル哲学および民族精神論)、第二篇・反合理主義と反自然法主義の潮流(功利主義、社会学説、実証主義、ケルゼンの規範主義)、第三篇・人間主義の潮流(オーリウの制度的人間主義、ジェニエの折衷の人間主義、超実証の人間主義、判例の人間主義、マックス・ウェーバーの社会学的人間主義)、第四篇・現象学的・実存のおよび法論理的潮流(法の現象学的ビジョン、ドイツにおける自然法の復活と法論理的潮流、国家の実存主義的概念)、第五篇・マルクス主義の潮流(マルクス主義、新マルクス主義)に、分説している。

小稿で紹介分析論評するには巨大に過ぎる内容であるが、国家と法のフランス法哲学的理解の一つの代表的大家として、基本的文献であること疑ない。

Recueil d'Études en hommage à Charles Eisenmann, Cujas, Paris, 1977, 467 p.

「ジャール・アイゼンマンへの献呈論文集」は、フランスにおける数少ないケルゼン主義者といわれるアイゼンマン教授をめぐる論文集として、重要である。同教授の略歴、著作目録、M・ワリヌの序言につづき、二六名の公法学者が執筆している(第一篇・国家と法の理論・憲法・政治学、第二篇・行政法・行政学、第三篇・国際公法および国際関係論)。興味深い論稿が含まれており、アイゼンマン法理論理解のため不可欠の基礎文献である。

近年フランス公法学者の若手に、アイゼンマンの影響下にある公法学者が輩出しつつある(例えばトロペル。本誌二五巻四号一五二—一五三頁参照)ように思われ、ケルゼンの影響がフランスにどのように現れているか、興味深い検討課題である。従来筆者はアンズレク(ブリモ上掲書四二五—四二七頁参照)もケルゼンの影響下にあると思っていたが、最近の次のようなアンズレク対トロペル論争は注意深く分析さるべきだろう。

Amselek (Paul), *Réflexions critiques autour de la conception kelsenienne de l'ordre juridique*, R. D. P., 1978 no. 1, p. 5-19.
Troper (Michel), *La pyramide est toujours debout ! Réponse à Paul Amselek*, R. D. P., 1978 no. 6, p. 1523-1536.

筆者が嘗て紹介検討したことのある「G・エロー教授の法理論の特質」(本誌一四巻二号一〇三—一二三頁)も同教授へのケルゼンの影響と限界を扱っているので参照されてよい。

なお、筆者は最近、G・ウデル部長の「行政法の憲法的基礎」理論に対するアイゼンマン教授の激烈な反論(それは方法的・実体的理解を要する)を総合的に検討する論文を書き始めたが、「フランスにおける『行政法の憲法的基礎』をめぐる論争について」(本誌二七巻三・四合併号一八七—二〇〇頁)、論争の正鵠をえた分析と判定に自信がもてぬこともあって(一九七七年八月渡仏)、執筆を中断していた。此度ウデル部長の来日を機に、上掲講演「行政裁判官」を聴き、またこの論争についてウデル部長自身どう考えているか質問したところ、同部長の「行政法」教科書の新版(第七版、未刊)の最初の二〇頁にこの問題を詳しく扱ったから、それをみられたいとのことであった(ただ、その要点として、①行政法を国家と憲法の中に位置づけるべきことは私が正

料 しい、②第四共和制下においては私の説の通りである、③第五

共和制下においてはE教授がエクザクトである。④ただし「それは私の過ちではない」。第五共和制下の實際が憲法規定と別な

機能の仕方をしたためで、私は規定の仕方通り「ナイーヴマン」に解しただけだ、という旨を述べられた。この意味でも、同部長の来日は筆者にとつてじかに研究上有益であった。

Gollnisch-Flourens (B.), L'institution impériale au Japon, R. D. P., 1979 no. 4, p. 1123-1156. 「日本における帝室制度」は、簡単な史的序言の後、天皇の憲法的地位と皇族制度について象徴的に残された天皇の権限について論述しており、手堅い天皇制度論である。ゴルニッシュ氏は若い日本法研究者であり、その博士論文は幕末から明治にかけての日本政府の平等条約改正問題を検討した本格的な研究で、フランスにおける日本法研究の新世代の代表作の一つといえよう。日本語を読み書き喋り論究する若いフランス法学者達が着々と育ち、日仏法比較研究を進めつつあることを感ずる。

Pons (Philippe), Le Japon, puissance militaire régionale, Le Monde hebdo., 26 juillet-1 août 1979. 「日本——(極東・東南アジア)地域の軍事国家」は、ソ連の軍事的脅威に対する

警告、防衛庁長官の訪韓、防衛白書の発表等により、日本が日米韓および東南アジア諸国との地域軍事的協同体制を強化する傾きをもち(一般的には、日本が「アジアにおける安定化の役割」を果そうとしている)、防衛費GNPの1%以内という「敷居」(平等主義のシンボル)がこえられるかにみえることに危惧を表明している。

Pons (Philippe), Le Japon, Le Monde hebdo., 2-8, 8-14, 15-21 novembre 1979. が、日本の自衛隊問題をばじめとして、最近の社会的変動についての全面的な分析をしている(情報化社会、社会的動揺と弊害、労使関係の特異性)。なかなか鋭い。なお、KDD事件も同記者が報じている(ibid., 29 nov.-5 dec.)。

Vié (Michel), Les partis et l'expression politique de la société japonaise, Mondes Asiatiques, no. 8, hiver 1976-1978, p. 427-454. 「日本社会の政治的表現と政党」を論ずる。

Vié (M.), Les élections générales du 5 décembre 1976, Mondes Asiatiques, no. 9-10, printemps-été 1977, p. 95-104. 「一九七六年十二月五日の総選挙」の紹介。

Saugeot (Christopher), Japon: Modes de décision et relations extérieures, Déf. Nat., février 1979, p. 63-71. 「日本

決定の仕方と外交政策」を扱う。

R. Guillaín, *La guerre au Japon, de Pearl Harbour à Hiroshima*, Stock, 1979, 389 p. (ロニール・ギラン、根本長兵衛・天野恒雄訳、日本人と戦争、朝日新聞社、一九七九年)。

「日本における戦争——真珠湾から広島まで」は、日本の公正な理解者であり内在的批判の鋭さをみせるル・モンドのベテラン記者ギラン氏の、太平洋戦争回顧録である。日本での翻訳出版の同時通訳の早さもみものである。

(以上、F. 学部長職の相間での拙速の概観で誤りなきを保し難し。批評を乞いたい。)

六、憲法概説書について

Chantebout (Bernard), *Droit constitutionnel et science politique*, Economica, 1978, 657 p.

バリ第五(ルネ・デカルト)大学教授ジャントブ著『憲法および政治学』は、全六五七頁にわたる大部の憲法の体系書である。本書の構成は、まず、「序論」で国家と憲法概念が検討され、第一部「憲法の基本概念の形成」では、一八世紀末から一九世紀中葉までの自由主義ブルジョワジーの支配期において、人民

を権力の現実から隔絶し、国家を大ブルジョワジーの願望に合わせ、中立的化するために基本的に作り出された憲法概念である代表制と権力分立制が扱われ、第二部「憲法の基本原則の進展——集団的自由の補助者としての権力」では、一九世紀後半、すなわち、アメリカ合衆国で一八六五年頃、イギリスで一八六七—一八七〇年頃、フランスではそれより若干遅れた時期から二〇世紀前半までの時期において—それは、普通選挙の一般化と大衆政党の出現によって人民が政治の舞台に登場したことによって特色づけられるが—代表制が再検討され、さらに、権力の均衡は、国家的優位の体制へと変遷したことが扱われ、第三部「現代の政治体制——成長の組織者としての権力」では、一九二九年の大恐慌および第二次大戦直後から始まる時期において、人民の国家への要求は全般的な生活水準の向上のみとなり、成長の推進者としての執行府の優位に特色づけられる諸外国の現代政治体制が扱われ、第四部「第五共和制」ではフランスの現代政治体制が対象とされている。このような内容の概略からも分かるように、本書は、憲法の制度的側面よりも、憲法理論史に重点が置かれているところに特色がある。その意味で本書はフランスにおいて新しい型の憲法

料 体系書である。

Lucchaire(François) et Conac (Gérard), *La constitution de la République française*, t. I, Economica, 1979, 403 p.

パリ第一大学教授リュシエールおよびコナック編『フランス共和国憲法第一巻』は、第五共和制憲法の逐条コメントールで、第一巻では、憲法前文から第二三条まで収められている。フランスでは憲法の逐条コメントールは本書が最初であり、執筆者もほとんど各条毎異なった多人数による共同執筆になっている点も珍らしい。詳しい逐条コメントールとして、本書は有益である。

Franck (Claude), *Droit constitutionnel, Thémis Les grandes décisions de la jurisprudence*, P. U. F., 1978, 371 p.

パリ第二大学主任助手フランク編著『憲法』は、テミス重要判例叢書の一冊として出されたもので、条文毎に、憲法院、コンセイユ・デタ、破毀院の重要判例の収録、編著者による評釈、文献目録が収められている。本書は憲法判例の動向を知るのに便利である。

七、憲法院について

Favoren (Louis) et Philip (Loïc), *Le Conseil constitutionnel, collection «Que sais-je?» n° 1724*, P. U. F., 1978, 126 p.

フランスの憲法院は、一九七一年の結社の自由に関する違憲判決以来、特に一九七四年の憲法改正による六〇名の国民議會議員と六〇名の元老院議員への提訴権の拡大を契機として野党議員から活発に違憲の申立がなされるようになってから、憲法裁判機関としての地位が確立してきている。わが国においても最近刊行された、和田英夫『大陸型違憲審査制』有斐閣(一九七九)は第一部が「フランスの憲法院と人権の保障」に充てられ、フランスの憲法院を大陸型違憲審査制として位置づけている。

この度、フランスで刊行された『憲法院』の著者フアボルおよびフィリップはともにエクス・マルセーユ大学教授で、フランス公法・政治学雑誌(R. D. P.)に定期的に憲法院判例の紹介を行ない、また、憲法院重要判例集を出している(本誌二六卷四号一八四頁参照) 憲法院研究の第一人者である。本書の構成は、第一章「制度」で、憲法院の構成、運営、手続、権限が扱われ、第二章「憲法院と公権力」では、憲法院と、議会、大統領、人民と

の関係が検討され、第三章「基本的行為の合憲性審査」では、法律の合憲性審査と条約の合憲性審査が、第四章「権能分配の審査」では、法律事項と命令事項との管轄についての審査が扱われ、「結論」においては、①憲法規定の遵守と解釈、②公権力間の均衡の維持、③憲法院判例の法秩序への影響、④基本的人権の擁護の四点から、憲法裁判機関、そして人権保障機関として憲法院が果している役割が示され、最後に、憲法院の改革の方向として、判決期間の延長、申立状など書類の公表のような手続的改革点があるが、これは小さな点で、問題は、コンセイユ・デタと破毀院からの移送による法律の合憲性審査権を憲法院に与える第二の改革によって、「一九五九年以来賢明にしかも漸進的につくり出されてきた建造物を補完すること」が示唆されている。本書は、クセジュ文庫の一冊としてコンパクトなものではあるが、憲法院の制度と実態そして問題点が見事にまとめられており、ロベール (Robert) 教授の書評 (R. D. P., 1978, No. 5, p. 1511-1516) にあるように、「明晰さ、正確さ、情報、省察、判断の節度と公平さによって」本書は成功しているといえよう。なお、ロベール教授の書評も詳しいもので、法律の合憲性審査権の拡大によって、憲法院が最高裁判所 (Cour suprême) の方向へ向うことが示唆され

ている (ibid., p. 15.6) のは興味深いものがある。

Goguel (Francois), Le Conseil constitutionnel, R. D. P., 1979, No. 1, p. 5-25.

Luchaire (Francois), Le Conseil constitutionnel est-il une juridiction?, R. D. P., 1979, No. 1, p. 27-52.

憲法院の憲法裁判機関としての性格が注目されている今日、フランス公法・政治学雑誌 (R. P. D.) の一九七九年第一号には、憲法院に関する二つの論文が掲載されている。前者は、政治学者で憲法院の現メンバーであるゴゲルの論文で、現メンバーであることの特別の意見留保義務から、特に目新しい指摘がなされているわけではなく、憲法院の活動状況を明らかにしようとするものである。これに対して、後者の論文は、元憲法院のメンバーで、現在パリ第一大学の公法学の教授であるリュンシェールが、「憲法院は裁判機関か」という問題に正面から取組んだものである。結局、裁判機関か否かということは、裁判機関をどう定義するかという問題にかかわるのであり、リュンシェールは、裁判機関に考えられる要素として、①法の問題への応答、②判決の既判力、③争訟性の三つがあり、憲法院の裁判機関性を否定する見解 (アモン、ジュイヤー) は、三要素を要求して、憲法院には第三の争訟性

料の要素を欠くとするのに対して、憲法院の裁判機関性を肯定する見解（ワリーヌ）は、第一および第二の要素で裁判機関性が充たされると解するのであるが、リュシエールの見解は、第三の争訟性の要件を非常に広く解して、例えば、当事者の対立した意見が公表されることでも充たされるとして、憲法院の憲法裁判機関としての性格を肯定するものである。いずれにしろ、リュシエール論文は、「裁判」ないし「司法」概念の比較憲法的考察に興味ある素材を提供するものである。なお、ゴゲルおよびリュシエールの論文は、憲法理論研究会の一九七九年夏の合宿で、香川大学の矢口俊昭氏によって報告され、報告のレジメは、「憲法理論研究会ニューズ」（一九七九年九月一日）八頁以下に掲載されている。

また、矢口俊昭「フランス憲法院の構成」香川大学経済論叢五一巻六号（一九七九）所収は、フランス憲法院のメンバーの構成を扱った論文として興味深い。

憲法院の判例の動向に関する論文として、

L. Favoreu, 1977, *Année charnière: le développement de la saisine parlementaire et de la jurisprudence relative aux libertés et droits fondamentaux*, R. D. P., 1978, No. 3, p. 801-842.

L. Philip, *Jurisprudence du Conseil constitutionnel*, Le

contentieux électoral, R. D. P., 1978, No. 6, p. 1573-1593.

L. Philip, *La jurisprudence financière*. *Les saisines du printemps* 1978, R. D. P., 1979, No. 2, p. 465-506.

特に第一の論文は、「転換の年としての一九七七年——議員の提訴権および基本的自由・権利の発展」という標題にあるように、一九七七年に出された二七の判決にみられる特色が、議員による提訴の増大と基本的人権に憲法的価値を認める重要判決にあることが詳しく説明されている。人権に関する判決のうちでも、司法警察職員に自動車臨検を認める法律を人身の自由に違反するとした一九七七年一月一二日判決、一九五九年の私立学校助成法（ドブレ法）を補充する法律について、私立学校の教師が私立学校の「固有の性格」を尊重する旨の規定が、教師の良心の自由に反するという社会党議員の違憲の申立に対して、一方では、私立学校の「固有の性格」の尊重は、憲法前文で保障された教育の自由の一環をなすものであるが、他方、私立学校教師の良心の自由も憲法前文で認められた権利であることを認め、二つの人権の調整をはかって、教師が私立学校の「固有の性格」を尊重する義務は、教師の良心の自由の自由に反しない限り認められるので、憲法違反ではないとした一九七七年一月二三日判決が、特に重要である。

る。

八、基本的人権について

Mourgeon (Jacques) et Thérion (Jean-Pierre), *Les libertés publiques*, collection «Mementos Thémis», P. U. F., 1979, 156 p.

トゥールーズ大学教授ムルジョンおよび同大学主任助手テロン著『基本的人権』は、学生用の人権の概説書で、内容は簡単なものである。

Morange (Jean), *La liberté d'association en droit public français*, Préface de Roland Drago, P. U. F., 1977, 274 p.

リモージュ大学教授モランジュ著『フランス公法における結社の自由』は、一九七四年にパリ第二大学に提出された博士論文である。「序論」では、一九七一年の憲法院の違憲判決によって結社の自由の人権としての重要性が注目されるようになったが、結社の自由は、民主主義と人権にとって基本的な自由であると同時に、民主主義と人権にとって危険なものともなりうる事が指摘されている。本論は、第一篇「結社の自由は新しく、かつ補充された自由である」、第二篇「結社の自由の法体制は曖昧である」

という標題にあるように、結社の自由が補充的な自由であることと、結社の自由の法体制が曖昧であることを主要な主題として結社の自由の歴史と法制度に分析を加えるものである。ワリーヌ(Waline)教授の書評(R. D. P., 1978, No. 1, p. 307)は、本書の特色を、①歴史に重要な位置を与えていること、②法律や判例によって与えられた解決を政治的、社会的な文脈の中に置きなおしていること、③各問題点に自由主義的精神で批判的判断を下していること、④比較法にも及んでいること、をあげて、本書に高い評価を与えているが、本書は、フランスの結社の自由に関する最新の、最も優れた研究であることは確かである。

Machelon (Jean-Pierre), *La République contre les libertés*, Préface de Jean Rivero, Presses de la Fondation Nationale de la Sciences Politiques, 1976, 462 p.

パリ北大学講師マシユロン著『自由に反する共和国』は、一九七三年にパリ大学に提出された博士論文で、第三共和制下の一八七九年から一九一四年までの人権の《黄金時代》とする神話に挑戦し、同時代における人権に対する消極面を実証的に解明した業績である。第一部「自由主義の未完成」では、立法者による侵害からの人権保障の欠如、裁判組織の不完全さ、人身の自由を保護

料 するための刑事手続の不十分さ、人権抑圧法制の維持が明らかにされ、第二部「自由主義の拒否」では、追放、国外追放、司法高等法院の訴訟、官吏の服従義務、修道会の特別規制による「政治体制の防衛」ならびに、アナーキズムの抑圧による「社会秩序の防衛」が明らかにされている。本書は第三共和制前期の人権の制度および実態を知るのに格好のものである。なお、本書に対して

フルダン(Ph. Ardant)教授の書評(R. D. P. 1978, No. 2, p. 581)が出されている。

Mourgeon (Jacques), *Les droits de l'homme*, collection «Que sais-je?» n° 1728, P. U. F., 124 p.

ムルジョン教授の『人権』は、タセージュ文庫の一冊として出された小冊子で、第一部「権利の要求」、第二部「権利の組織化」より構成され、人権を、法学的、哲学的、社会学的観点から多角的に考察したものである。

フランスの基本的人権をめぐる新しい問題状況を扱った雑誌論文として、

Marcou (Gérard), *L'information du citoyen et les aides publiques à la presse*, R. D. P., 1978, No. 5, p. 1273-1349.

Frayssinet (Jean) et Kayser (Pierre), *La loi du 6 janvier 1978 relative à l'informatique, aux fichiers et aux libertés et*

le décret du 17 juillet 1978, R. D. P., 1979, No. 3, p. 629-691.

が注目される。前者は、定期出版物に対する国家補助法制の歴史と一九七六年二月二十九日法および一九七七年二月二十七日法による定期出版物に対する税制の改革を扱ったものである。後者は、情報のコンピューター化による情報処理と国民のプライバシー、人身の自由などの人権との問題は、フランスでは、政府の検討委員会の検討を経て議会に法案が提出されていたところ、一九七八年一月六日法が制定され、さらに具体的適用に関し一九七八年七月一七日のデクレが制定されたのであるが、情報のコンピュータ化と国民の人権に関する新しい法令に関する論文のうち、最も総合的にまとめた研究で、この問題についてのフランスの法制度と問題状況を知るのに有益なものである。(以上、N.)

九、フランスの政治、経済、社会、文化の歴史について。J・ネレ教授「一九四五年以後のフランス」

フランスの現代政治(同時代)史文献として、次の二冊が目についた。

Daniel (Jean), *L'ère des ruptures*, Grasset, 1979, 333 p.

「亀裂の時代」は、フランス現代政治の様々な破壊と分裂を見つめよう考える理想主義的知識人の明晰な思索のあとを示す。

Viansson-Ponté (Pierre), *Couleur du temps qui passe*, Stock, 1979, 309 p.

「過ぎゆく時の色合い」は、「新聞」ル・モンド」の俊秀記者ヴィアンソン・ポンテ（今年、ガンで死亡）の同紙週刊号上の政治日誌（一九七四—一九七六年）を編集している（同紙一九七九年九月二〇—二六日号紹介）。なお、同記者の「フランス一九七八年「亀裂」La Fracture, Le Monde hebdo, 28 déc.-3 janv. 1979. が死の直前に書かれた、昨年問政治の総括である。

本小稿「まえおき」に書いたとおり、J・ネレ教授 (Jacques Nèré) の来札を記念して、同教授の推薦文献と講演（本誌三〇巻二号一六二—一六三頁参照）の訳を組み入れておこう。同教授は、一九一七年フランスのサヴォアに生れ、エコール・ノルマル卒業後、ブレスト市の西部ブルターニュ大学人文、社会科学部講師をへて、一九六七年以来教授、現在同大学現代史主任教授。主要業績には次のものがある。

La crise économique de 1882 et le mouvement boulangiste, 1959 (未公開博士論文)。

Le Boulangisme et la presse, Paris, 1968.

La Troisième République, 1914-1940, Paris, 1967.

La crise de 1929, Paris, 1968.

Précis d'Histoire contemporaine, P. U. F., 1974, 615 p.

やむを得ず、同教授は、「フランス経済・社会・文化の歴史と現状」を理解するための基礎文献として——筆者の質問に答えて——次のものを例示して推薦下さった。記して謝意を表しておきたい。

Duby (G.) et al., *Histoire de la France*, 3 vols., Larousse, 1977 (出版中)。

Nèré (J.), *La Troisième République*, A. Colin, 6 éd., 1967.

Michel (H.), *Histoire de la Résistance*, P. U. F. (Que sais-je?) (多くの版あり)。

Dupeaux (G.), *La France de 1945 à 1965*, A. Colin, 1969.

Aron (R.), *France Steadfast and Changing*, Harvard University Press, 1960.

フランスにおける文化生活のあらゆる側面については、最良のものには *Commentaire*, Paris, Julliard (一年に四・五回発行) である。

経済生活については、その最良のジャンヌの雑誌 *Expansion* (一五回毎出版) を予約するがよろし (31 Cours des Juilliottes,

なお私が既に入手したものとしましては、

資 G. Dupoux, La société française, 1789-1960, Colin.

M. Beaujour et J. Ehrmann, La France contemporaine, textes et documents, Colin, 1965.

G. Duby et R. Mandrou, Histoire de la Civilisation française, ts. 2, Colin, 1968.

M. Crubellier, Histoire culturelle de la France, Colin, 1973.

H. Michel, Les courants de pensée de la Résistance, P. U. F., 1962.

H. Michel et B. Mirkine-Guetzévitch, Les idées politiques et sociales de la Résistance, P. U. F., 1954.

F. Cahm, Politics and society in contemporary France (1789-1971), a documentary history, Harrap, London, 1972.

では、さういふ、ネレ教授講演訳(深瀬)を掲げて本「覚え書き」を終ることにしたい。

一九四五年以後のフランス

この講演が試みようとするデッサンの出発点はかなり明瞭であり、それを敵国、ナチスドイツの占領からフランスが解放された時

点からはじめるとしたとしても、どこに終点を定めるかは、より不確かであります。われわれとしてはそれを、便宜上、一九五八年、第四共和制の終焉時、ということにいたします。この年は、政治的には、極めてはっきりした断絶を画しています。そして、経済的および社会的には継続的な諸要因がその他の諸要因に勝っているとしても、その時点で極めて重要な新しい事実が生まれました。フランスが加盟している西ヨーロッパの共同市場が実施に移されたことでもあります。

一、一九四〇年の敗北

この敗北こそが、フランスの進化の流れにおいて完全な変貌を生むことになりました。

敗北は極めて急速でした。ドイツの侵攻は一九四〇年五月一日に開始され、休戦が調印されたのは六月二十五日でした。敗北はまた全面的でした。当初には、国の領土の五分の三が敵により占領せられ、領土の残った部分と「境界線」によって分離され、人々や生産物や郵便物ですらそれを越えることは極めて困難でした。その後、一九四二年の末には、占領は本国領土の残った部分まで拡がりました。経済的活動はあげてドイツの需要の満足のため優先的に向けられ、ドイツがフランスの諸々の資源を併呑した

のであります。とくに、極めて重い占領賠償金を課し、フランスで払わせるメカニズムによって、ドイツ人は自からの欲するものすべてを購買することを可能にしたのです。フランス人は自からの日常生活に対するコントロールを完全に喪失しました。

そして同時に、この敗北は、はじめのうちには理解しえないものと思われました。フランス人は、世界で最良の軍隊をもっていると信じていましたから、ずっと遅くなってからやっと敗北の軍事的プロローグの原因として、物量の不足や戦略的・戦術的教説の遅れといったことを知り理解することになりました。そこで、この敗北の責任を負うべきものとして、あらゆる領域における従来存在していたものすべてが糾弾され、事実においても発想においてもまた精神のあり方においてもそれ以前の時期との全面的な断絶が起りました。そしてそれに続いて革新への意志があらゆる領域で示されることになったのであります。

二、政治的な革新

さて、第三共和制の政治体制がまず敗北の責任を帰せられました。奇妙なことには、この前体制の拒絶は、敗北の結果ナチスドイツと協力した「ヴィシー体制」と同様、ドイツ人と同時にヴィシーに対して戦った「抵抗運動」に共通していた事実だったので

す。第三共和制に向けられた非難を一言に要約するとすれば、それは弱体制ということでした。とりわけ問題となったのは、主として内閣の不安定に特徴があらわれている権力の弱体性ということでした。が、またとくに政治的・財政的醜態に向けられた安易な態度に示されるような、総じてなるがままにまかせるやり方でもありました。たしかに、共和国でなければならぬとされたのですが、それは「純粹で強靱」な共和国であるべきでした。

この拒絶反応の大きさは、敵国の占領からフランスが解放されるや、一九四五年一〇月に行なわれたレフェンダムにより明らかとなりました。九六%の票が新しい体制に賛成と投ぜられ、わずか四%が第三共和制への復帰を望んだにすぎませんでした。

ではいったいどんな新しい体制を建設すべきでしょうか。

ヴィシー体制は、実際上ベタン元帥に無制限の権力を属させるものであり、多かれ少なかれ神話的な過去への復帰の傾向ということで成立つものでしたが、第三共和制と全く同様に、もちろん拒否されました。そしてそれまで支配的だった抵抗運動の諸組織のなかで、二つの思潮が表面化してまいりました。

そのうち一つは、ドゴール將軍自身の見解にかなり近いものですが、執行権の強化を欲しました。後に第五共和制の体制となる

ところのものと同類似した諸草案が練られたのでした。

他の流れは、当初制憲議会で優勢だったため一九四六年一月臨時政府首席をドゴール將軍が辞職することになるのですが、一九三六年の人民戦線に大幅に影響された、社会党および共産党の考えによるものでした。その構想は、万能の一つの立法議会（それによって、戦前、政治制度の障害であり、停滞と麻痺の原因だと考えられていた元老院を否認します）、そして実際上は、（社会党と共産党が久しい以前からそうであったような）組織された諸政党的支配、その支配を選挙制度により確保するというものです。

もっとも屢々筆記二回投票制を実施した第三共和制に反撥して、一〇人に至るまで複数の名前を記載した名簿式の比例代表制を採用しました。爾来、当選したいと欲する者は選挙民に気に入られようと心配するよりは、自己の政党的総司令部が候補者名簿の上で自分をよりよいランクに位置づけてくれるよう心をくだくことになります。おそらく、政府の安定性と政治体制の活力は諸大政党が各々規律をもって結束していることによって保証されるだろうと考えられたのでしょう。要するに、戦前の不安定性の原因は議会における小グループの分裂に由来し、それが多数を構成する場合つねにそれら小グループの支持を必要としたがゆえに、屢々

個人的な野心で支配されていたと考えたのです。このような政治の考え方が第四共和制の基礎にありました。

しかしながら、このような政治の次元では、結局失敗だったといわねばなりません。

一九四五年一〇月の第一回目の総選挙においては、権力を支持する与党と反対の役割を確保する野党という二大政党は出現せず、大体重勢力の三大政党としての共産党と社会党と人民共和派ユニタリヤンのほか、二つの小政党が加わりますが、三つの大政党とはとうてい同じとはいえない組織と精神をもち一つは嘗ての急進社会党に他の一つは旧右翼に対応していました。しかも、政治地図はいっそう混乱の様相を示すことになりました。というのは、連合政権しかりえなくなつたのですから、政府を構成する諸政党のうちどれも政府の支持には留保付であり、そのことは、不人気な解決策を必然的に伴う困難な諸問題の前に、反対党は権力よりもより人気取りの態度をとりたがるのですから、いっそうそうなるわけです。その結果、相次ぐ内閣は第三共和制時代よりもより弱体かつより不安定にすなりました。

他方、第四共和制は国全体の一般的な同意をうることは決してありませんでした。

第一回目の憲法は、一九四五年に選出せられた制憲議会の多数、三〇九票対二四九票により採択されましたが、一九四六年五月五日のレフェレンダムにおいて国民により否認されました。

第二の憲法草案は、若干修正されたいうえ、一九四六年一〇月三日のレフェレンダムにおいてむしろ賛成は少数でしたがもう倦れてしまったということをやっと受容されました。賛成三六%、反対三一%、棄権三二%という状態でした。

ここで指摘しておきたいことは、国民の意見とその世論の代表を僭称する政党との間の不一致があったのはとりわけ共和国大統領の問題をめぐってでありました。第一次・第二次憲法草案とも大統領にはほとんど榮譽的な特権しか与えなかつたのです。

ところが、フランス世論研究所の調査結果によれば、フランス人の五〇%が、普通選挙による共和国大統領の選出に賛成しており、四〇%がそれに反対で議会による選出に賛成し、憲法は後者を採用したのでした。そして一九四六年三月には、国民の四八%が大統領は重要な政治的役割を演ずべきだと希望し、三七%がこれに反対し大統領は榮譽的職権をもつにとどめるべきだとしていたのです。

一九四七年の暮以来、第四共和制の体制支持者達は二つの根本

的体制勢力の間にはさまれることになりました。左には共産党、右にはドゴール將軍の呼びかけによる「フランス人民連合」によってであります。そして抜け道のない袋小路に追いこまれることを避けるため、すなわち、議会における体制派の多数の構成が不可能となり、したがって二つの反対派が彼ら自身であらゆる可能な政府連合よりも多数となりながら、両反対派の間ではもちろん合意が成立しえないような事態を避けるため、一九五一年の総選挙の時以降選挙法の修正に訴えざるをえなくなりました。それがいわゆる合同名簿フュルツェンのシステムと呼ばれるもので、相異なる政党が名簿を合同して作成できる、そして、その合同名簿が全体として選挙区における絶対多数を獲得するときは、その選挙区の全当選議席がその名簿に割り当てられ、その議席を名簿内で配分するというものです。この合同名簿の可能性は実際上、中道にある体制を受容している諸政党にのみひらかれていたことは明らかでした。そして事実、一九五一年の総選挙においては、このシステムはその目的である議会における多数の確保を達成しました。しかしながらそれは普通選挙の歪曲にはかなりませんでした。ある名簿に投票した選挙民は、それと合同した名簿の他党の候補者を、彼らはそのため一票を投じたのではなかったにもかかわら

料 ず、当選させることがありうるからです。

資 このような便法は政党政治の信用を再建するためにはなりません。實際上、一九五一年から一九五六年の間の立法期において、全国的に若干の信望をえていた二人の政治家（アントワーヌ・ピネーとピエール・マンデス・フランソ）のみが、いかなる

大政党にも属せず、そしてまさにそれらの圧迫を免かれようとする試み、とりわけ彼ら自身で自からの大臣達を選び、政党の総司令部によって大臣を押しつけられるのを許さなかった政治家でした。

このような政党からの独立の試みがあらわれる一方、他方では政党は弱体化してゆき、加入黨員数は減少（共産党は、一九四六年に百万人の黨員、一九五八年には二五万人。社会党は一九四六年には三五万黨員、一九五八年には八万人）、政党の機関紙新聞は消滅してゆきました。一九五五年一月には、世論調査で質問された人々のうち六六％が議会の仕事に不満だと答えており、第四共和制樹立後一〇年もたたないのに、憲法改正の諸草案が若干つあらかゆるとところでみられるようになりました。詳細にまで立ち入らずとも、不可避的な改正の方向をみてとることは容易です。

崩壊したばかりの第四共和制に対する全体的な評価を示す一九五八年八月の最後の世論調査によれば、質問された人々の九五％が

内閣があまりにも屢々変りすぎたと考え、七五％が議会の風習は墮落していると答え、五八％が政府が十分な権力を保持していないと考えていました。

嘗て時々言われていたように、アルジェリア戦争が第四共和制を殺したというべきではありません。それは瀕死の体制の息をひきとらせたにすぎないのです。

ところで逆説的なことですが、政治的な進展が全くなかった程度その同じ時期に、他の領域においてはその成果は劇的なものがありました。

三、人口統計学的変動

一八七〇年から一九四〇年までの間、フランスの人口は、アルザス・ロレーヌ地方を含めて、四千万人の住民ということに変化がありませんでした。そして一九四〇年の前夜には、それはさらに減少の傾向があったのです。ところが一九四五年以来人口は増加を再開したのです（一九五八年には四千五百万人、現在は五千三百万人）。

この変貌は出生率が再び強度の増加を示したのに、死亡率が規則正しく減少したことによって説明できます。それは、第一次および第二次世界大戦の次のような比較が明らかにしているよう

に戦争の終結による出生の再増加という古典的命題とは全く異なった広がりをもつ現象であります。

表 1	出生率	死亡率	再生産の純率
	(1万人中の毎年の平均人数) (100人について)		
1911-1913	190	181	84
1920-1925	197	172	95
1926-1930	182	168	92
1931-1935	165	157	90
1936-1938	148	152	89
1946-1950	209	131	132
1951-1955	189	125	125
1956-1960	182	116	127

この人口統計学的革新がどのような原因によるものかを究明するためには、それ以前の減少の諸原因をまずみてみなければなりません(その原因はフランスにとつて、他の先進的工業諸国にありうるところのものと大変違ったものであります)。

まず、フランスは、一七八九年の革命以前から、小農的所有権と小農的耕作の国です。多くの地方諸地域において農民の主要な関心は土地を分割させないようによりにすることであり、そのようにしてその土地で家族を養うことができるようにし続けることでした。この配慮が家族構成において一人ないし二人の子供にとどめ

るようにさせました。のみならず、これらの農民の多くにとつて社会的地位の上昇は小規模の商業を獲得することにより行なわれますが、それ自体分割することもできませんし、あるいはよりよい地位をえようとすれば長期間の経費のかかる勉学を要しますので、その費用は息子一人にしかついやすことはできなかったのです。

ところが、第二次大戦後は、農村人口がたえまなく減少し、農業的耕作経営数は久しい以前からすでに減っていました(一九二九年に三百九十六万七千、一九四二年に二百三六万四千、一九五五年には二百二十八万六千)。土地を分割されまいとする恐怖は次第に意味を失なってきました。土地のほかには、家伝来の資産を保存しようという心配も、フランがたえず価値を降下させたため、同様に意味がないものになりました。他方、中等教育までが無償となったので(初等教育の無償は一八八〇年代に達成されてきました)、社会的上昇のための財政的問題はずっと軽くなりました。このことに加えて、政府が断乎として採用した政策、とくに一九三八年の「家族法典」の採択に注目すべきです。とりわけ引き合いに出すべきは、家族手当の一般化、租税における家族控除、社会保障の一般化があります。家族はしたがって財政的にはより

料 好遇されることになったのです。

私はしかしこれで十分な説明だとは思いません。精神状態と生活態度についての全般的な変化が生じたことをつけ加えねばなりません。戦前のそれは一言にして特徴づけられますが、マルサス主義です。当時屢々、そして久しい以前から、ドイツとイタリヤといった隣国において語られていることが聞かれました「若くて活方みなぎる国民が人口を満々と増加し、人口衰退中のフランス民族の広大かつ富裕にすぎた領土内に向ってすぐにもあふれ出るであろう」と。敗戦をして占領はこれらの話題に恐るべき現実味を与えました。そしてそれ以前の精神状態に対する反動が戦争直後の時期、とくに富裕階級および知識人の間に顕著でありました。

四、経済的変貌

経済的変貌という観点からは次の一句で特徴づけることができます。すなわち、フランスはそれまで未だ嘗て知らなかったリズムにのって経済的に成長する時代に入ります。なおそこでは、人口統計的發展についてのように、戦争直後の年代における戦後復興、およびその後の進歩の時期を区別できなければならぬでしょう。

表2 経済成長の各母母の平均値

年	工業	生産的部門の全体	出生率
1896-1913	2.4%	1.9%	1.8%
1913-1929	2.6%	1.7%	1.5%
1929-1938	1.0%	0.2%	0.1%
1938-1949	0.8%	0.9%	1.1%
1949-1963	5.3%	5.0%	4.6%

この最後の数字四・六%は、これに対応する数字、ドイツについて七・八%、アメリカ合衆国三・八%、イギリス二・六%と比較することができます。それ以前（一九三八—一九四九年）の数字が、意味あるものとなるためには、戦争と占領の時期の数字（大幅な経済的後退を特徴とする）と厳密な意味での戦後復興期のそれとを分解する必要がありますが、戦後期をより明確化すれば次のようになります。

表3 工業生産について（1938年を100とする）

年	全体的指数	機械的部門	建設資材	消費資材
Mai 1946	90	101	94	78
Mai 1947	106	111	112	95
Mai 1948	117	118	122	108
Mai 1949	131	123	146	108

これらの相異なる数字を分析しながら、フランスの工業について語れば非常に長くなるでもありません。しかしここはそれをやる場ではありませんし、また、戦前との対称性コトトギスが最も全面的であるのは工業においてではないのです。なぜなら、フランスは一九三九年以前にすでにダイナミックな企業、例えば自動車工業をもっていたからです。

これに対して農業においては、変貌は全体的なものです。そこでは、職人的段階から工業的段階へ全面的に移行しました。農業は人手労働力ははるかに少なく、しかもその生産効率の増加によりはるかに多くを生産するようになりました。何年間の間に突如として、トラクターや機械化、そして化学肥料の時代に移行しました。麦の年平均生産量は、一九三五—三八年には七千九百万カントル（一カントル五〇キログラム）から一九五二—五五年には九千六百万、砂糖大根の生産量は八千三百万から一億一千百万に増えました。

牛肉および豚肉の生産量は、一九三八年と一九六六年の間に二倍以上となりました。それらすべては、基本的には効率の強化および増大によるものです。

表4 効率（ヘクタール毎のカントル）

	麦	とうもろこし	ばれいし	工業的砂糖大根
平均	1930-1938	15.3	15.4	110.3
平均	1961-1966	28.9	32.3	178.8
				386

このような効率に対する関心の高まりは、かつては販売価格に位しか思い及ばなかった農民にとっては全く新しいことです。そして一挙に、フランス農業は、一九三九年までは強度に保護された国内需要をやっと満たすにすぎなかったのが、大幅に輸出向けとなりました。

如何にしてこのような経済的發展が行なわれたのでしょうか、そしてその深い原因は何であったのでしょうか？ 私達はこの、非常に大きくかつ未だに充分解明されていない問題にぶつかります。私見によれば、そこには、人口的發展の説明についてのように、精神状態の深い変化との関連で神秘ミステリアスというべき部分が存続しています。

恐らく最も知られているところは、制度的枠組みと経済の構造であります。占領期を通して、フランスは必要に迫られて、配給制と第一次物資の権威主義的分配という基本的な特徴をもつ極め

料
て敵しい指導^{イデオロギイ}経済に服しました。このディリジスムは国家により遂行されましたが、また同時に組合的諸組織、すなわち職能人達により構成された諸々の組織委員会に依拠して行いました。

「抵抗運動」の経済的イデオロギー、それは一九三六年の人民戦線から大きく影響されていますが、国家の活動に同じく大きな位置を与えています。抵抗運動全国協議会のプログラムとの合意をまつて、はじめて一九四五—四六年において一連の国有化が実現したのです。石油、エール・フランス、大信託銀行、大保険会社、ガス、電気。これらの一定の経済的思想から帰結された国有化のほかはその時の状況により国有化された、自動車製造企業ルノーの国有化のようなものが加わりました。

また同様に決して忘れてはならないことは、一九四五年にフランスがおかれていたところの極端な困窮状況であります。多くの年月以来フランス人達は、あるいはその大多数は、飢えても食べることができず、適当に着ることも靴をはくこともできず、冬の間も暖をとれませんでした。領土が解放されたところでも、主要な橋梁は爆破せられ、大きな駅は廃墟となり、汽車の運行は極めて困難でした。したがってそこにはさし迫った必要が山積していたわけで、そのことは総ての人に自明のこととしてのしかかって

いました。そこにはまた、後にみるように、相当に安易な生活に慣れたフランス人達にとつて心理的なショックがあったわけで、その効果は甚大なものでありました。

新しい思想のうち一つのものが否みえぬものと思われましたが、それは経済計画という思想でした。一九四六年に「近代化^{モダンライゼン}および整備計画」が採択され、五年毎に、今日に至るまで次々と引き継がれ「計画委員会」という特別な機関により管理されることとなります。しかしながらこの計画の創設者であり推進者であったジャン・モネは、私企業部門の出身で、本質的に経験主義的

でした。彼の計画委員会は彼から極めて独創的な特徴を引き受けることとなりますが、とくにそれは行政的機構として極めて簡素でした。彼の執務場所はバリの古い地区にあるマルティニャック通りでありましたが、普通のアパートの規模をこえるものではありませんでした。そして彼は基本的に^{コンセルナシヤ}協調によつて、すなわち、諸々の専門化された委員会に相異なる省の官僚達、使用者諸組織の代表者達、そして少なくとも当初は、労働諸組合の代表者達を集めて、協調をはかることによつて行動しました。

モネ計画の最初の成功は、生産のアンキーをもたらしかねなかった一九四六年の解体と窮乏の状態にあつて、まず再建すべき

基本的諸活動について優先順位を尊重させたことでした。電気、石炭、鉄鉱、セメント、運輸、農業生産手段、といった具合です。さき程引用した数字は、消費財工業よりも生産財工業のより急速な復興を示しています。不満を満すような需要に重点を置いていたら復興はより非理性的なものにならざるをえなかったでしょう。

しかし計画の実行の諸手段は当初重要なものでしたが窮乏状態が緩和されたが、弱まってゆき、諸々の統制、生産の権威的な配分、そして配給制がなくなつてゆきました。そのことは、フランス人達は禁欲を強いられるより自から厳しい仕事をやる方が耐えやすいとする国民ですが、諸々の強制が占領時代を想起させるものとして——たとい強制手段が必要かつ合理的である場合でも——極めて耐え難いものでしたから、なお更そうでした。例えば、パンの配給制があまりにも早期に廃止されすぎたため、そのあとでまた復活せざるをえませんでした。他の例として、国有化されたルノー工場の社長は、当初は最優先的にトラックの生産を要求されていたのですが、たちまちその代りに小さなマイ・カー・カトル・シュヴォーの製造に没頭し、大成功を取めました。フランス人達は嘗ては出無精であり五年間の被占領中移動を

許されなかったことの反動として、爾来はげしい旅行欲にとりつかれたのです。

そして最後に、計画の最も永続的な効果は、経済官僚やとりわけ企業主達の精神的状態に働らきかけて、将来予見的発想に慣れさせ、とくにアメリカ合衆国に「近代化委員会」を派遣することにより世界に向つて視野を開くようにしたことです。そのようにして、狭義での復興期が過ぎると、経済的發展は指導主義的方法によるよりもむしろ自由主義的方法によつて遂行されることになりました。

このような自由に向けての自発的な渴望はまた、戦前の「経済的マルサス主義」に打ち克つことに関心をそそいでいた経済的エクスパート達に理論的な意欲を起させました。そのような考え方はとりわけ、一九五三年度の「国民会計委員会」の報告書にあらわれています。そこで問題にされているのは、「構造的に厳格過ぎること」に終止符をうつこと、効果的な競争が不在であるため「状況収益」の累積を結果としてもたらし一般の生産性が殆んど上らなくなることを終らせることでした。保護主義も同様に断罪されました。そして従来欠けていた活力をフランス経済に与えるため、私的なイニシヤチブを鼓舞することを目指すところ

料の断乎たる政策がとられたことはたしかです。

そのほか、一定の要素が、復興のため基本的に必要な需要を満たした後にも、成長を押し進めまたはそれを促進し続け、その時々々に臨時的あるいは人為的な需要にこたえたものがあります。

まず挙げべきは人口の発展であり、それは需要の増大にしか関係しなかったことを強調しましょう。なぜなら、フランスの人口の年齢構成からいって、活動的人口は当該時期の間中約一千九百五〇万人で一定していました。したがって生産性の向上のみが、同じ数の勤労者でもって、増加した人口の需要にこたえることを可能ならしめたのです。

けれどもまたフランスは、極めて大幅な外国からの援助によっても益を受けました。一九四五年から一九五八年まで、フランスは一五〇億フラン以上に累積された対外赤字を解決しなければなりませんでした。この額のうち、四八億七千万フランは負債でまかなわれ、七六億九千五百万フランは援助により、そして二六億フランは在外資産の利用によりカヴァーされました。この援助は、基本的にはマーシャル・プランによるものでしたが、フランスに借金よりもはるかに多くの収益をもたらしました。マーシャル・プランはまた、基本的には第一次資財（ファースト・カテゴリー・リソース）の取得を可能ならし

めたのですが、それは二重に役立ちました。一方では、それは私のバランス上の赤字を埋めるとともに、他方では、フランス国家はそのようにして取得した生産物を私的輸入業者に再販売し、その対価のフランで「相手方資金」（カウンターパーティ・ファンディング）をくみためてかつ予算上の赤字を埋めることができたからです。

さいごに、このような成長は、とりわけ戦後の何年かの間に、大きなインフレーションを伴いましたが、それは多くの需要が累積しており生産が不足していたからです。

表5 物価上昇の指数

1945	1946	1947	1948
48%	53%	49%	58%

次の時期には、率は二〇%以下に下りましたが、しかし価格の安定化の試みも永くは続きませんでした。そしてフランはその価値を大いに低下させたのです。

表6 フランのフラン換算値

1939年9月	43.80
1944年11月	49.63
1945年12月	119.10
1948年1月	214.39
1948年10月	265
1949年9月	350

とはいえ、そのような外見的状况にもかかわらず、生産性の発展の實質はフランスをして少しずつ国際的競争に耐えうる状態に至らせました。マンデス・フランス氏自身がかつて言ったことに、フランスは共同市場^{コモン・マーケット}を効果的に運用することはできまいとしていました、その後の出来事は彼が間違っていたことを示しました。輸出による輸入の埋め合せの率は、戦前においては、三分の二を越えることはなかったのですが、一九五五年以降九三%に上昇、一九五九年と一九六二年の時期には一〇〇%となりました。共同市場が実際に行なわれるようになったことは、爾来活力のある健全なものとなった経済にとってなお強力な刺戟であり、それは少なくとも一九七三年以来工業化された世界全体に打撃を与えた危機まで続きました。

(以上)